

◎サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）（抄）（第一条関係）（網掛け部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正案	改正案	現行
<p>（原子力災害の発生を防止するためのサイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十五条の二 国は、サイバーセキュリティに対する脅威により原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が生ずることを防止するため、原子力事業所（同条第四号に規定する原子力事業所をいう。）における安全の確保に関する基準においてサイバーセキュリティの確保につき必要な定めをし、及びその遵守を確保することその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>（所掌事務等）</p> <p>第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（所掌事務等）</p> <p>第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（所掌事務等）</p> <p>第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 〔略〕</p>

<p>四 第十五条の二に規定する基準の策定等 に関しサイバーセキュリティの確保の見 地から原子力規制委員会に対し必要な助 言、情報の提供その他の援助を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、サイバー セキュリティに関する施策で重要なもの の企画に関する調査審議、府省横断的な 計画、関係行政機関の経費の見積りの方 針及び施策の実施に関する指針の作成並 びに施策の評価その他の当該施策の実施 の推進並びに総合調整に関すること。</p> <p>2 5 4 [略]</p> <p>(サイバーセキュリティ戦略本部長) 第二十七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本部長は、第二十五条第一項第二号、第 三十一号若しくは第五号に規定する評価又は第 三十一号若しくは第三十二号の規定により 提供された資料、情報等に基づき、必要が あると認めるときは、関係行政機関の長に 対し、勧告することができる。</p> <p>4・5 [略]</p>		<p>[新設]</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、サイバー セキュリティに関する施策で重要なもの の企画に関する調査審議、府省横断的な 計画、関係行政機関の経費の見積りの方 針及び施策の実施に関する指針の作成並 びに施策の評価その他の当該施策の実施 の推進並びに総合調整に関すること。</p> <p>2 5 4 [略]</p> <p>(サイバーセキュリティ戦略本部長) 第二十七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本部長は、第二十五条第一項第二号から 第四号までに規定する評価又は第三十一号 若しくは第三十二号の規定により提供され た資料、情報等に基づき、必要があると認 めるときは、関係行政機関の長に対し、勧 告することができる。</p> <p>4・5 [略]</p>
		<p>[新設]</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、サイバー セキュリティに関する施策で重要なもの の企画に関する調査審議、府省横断的な 計画、関係行政機関の経費の見積りの方 針及び施策の実施に関する指針の作成並 びに施策の評価その他の当該施策の実施 の推進並びに総合調整に関すること。</p> <p>2 5 4 [略]</p> <p>(サイバーセキュリティ戦略本部長) 第二十七条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本部長は、第二十五条第一項第二号から 第四号までに規定する評価又は第三十号若 しくは第三十一号の規定により提供された 資料、情報等に基づき、必要があると認め るときは、関係行政機関の長に対し、勧告 することができる。</p> <p>4・5 [略]</p>

